

第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画
(素案)

令和8年●月
寝屋川市教育委員会

はじめに



寝屋川市教育委員会

目 次

第 1 章 寝屋川市子ども読書活動推進計画について	P●
第 2 章 これまでの取組	P●
1 寝屋川市子ども読書活動推進計画の取組状況について	
2 第 3 次寝屋川市子ども読書活動推進計画の主な取組と検証	
第 3 章 第 4 次寝屋川市子ども読書活動推進計画	P●
1 計画策定にあたって	
(1) 子どもの読書環境を取り巻く状況	
(2) 本市の教育の方向性	
2 計画の目的	
3 計画期間	
4 基本方針	
5 基本方針に基づく取組	
(1) 家庭・地域における取組	
ア 家庭・地域における読書活動の推進	
イ 図書館における読書活動の推進	
(2) 幼稚園・保育所園・学校等における取組	
ア 幼稚園・保育所園・認定こども園等における読書活動の推進	
イ 学校等における読書活動の推進	
(3) 読書活動に配慮が必要な子どもたちへの取組	
用語解説	P●
参考資料	P●

第 1 章 寝屋川市子ども読書活動推進計画について

平成 13 年 12 月に公布施行された『子どもの読書活動の推進に関する法律』では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とされています。

本市では、国が定める「子ども読書活動推進計画」を基本とし、子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進していくため、平成 18 年 3 月に「第 1 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定して以降、「第 2 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」、「第 3 次寝屋川市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

第2章 これまでの取組

1 寝屋川市子ども読書活動推進計画の取組状況について

「第1次寝屋川市子ども読書活動推進計画」では、乳幼児の読書推進に重点を置いた取組を進め、東図書館子ども図書室の整備や赤ちゃんに絵本を贈ろう事業（令和3年度から名称変更：乳幼児への絵本贈呈事業）等により、児童書の貸出増加や親子来館者の増加等の成果をあげることができました。

「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」では、読書のきっかけづくりや読書の習慣化に重点を置いた取組を進め、読書通帳の配布や学校司書の配置等により、子どもたちの読書意欲を高めることができました。

「第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画」（期間：令和3年度～令和7年度）では、「第2次寝屋川市子ども読書活動推進計画」の取組を検証する中で、以下に掲げる4つの基本方針を定め、子どもの読書活動を推進してきました。

【第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の基本方針】

- ①子どもが本に親しむきっかけをつくり、習慣化に繋がる環境の整備に努めます。
- ②ボランティアグループ等の活動状況を把握することで、図書館を中心としたネットワーク化を図り、市内すべての子どもたちが本に触れる機会を設けられるよう努めます。
- ③日々多忙な上、スマートフォン等の情報端末の発達により読書離れが進んでいるYA（ヤングアダルト）世代の子どもが本に興味を持つきっかけを作るため、蔵書の充実を図り、行事等を企画します。
- ④障害のある子どもや、外国語を母国語とする子どものニーズを把握し、読書支援を行います。

2 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の主な取組と検証

第1節 家庭・地域における取組

(家庭・地域における推進)

	内容
主な取組	<p>(1)乳幼児への絵本贈呈事業として、乳幼児に0歳～3歳までのそれぞれの時期にふさわしい絵本(4冊)を贈りました。</p> <p>(2)地域交流スペース(ブランチ)、サービスゲートに絵本・児童書等を配架することにより、図書館以外の場所で図書館の本に触れる機会を創出しました。</p> <p>(3)図書館ボランティア団体と子どもの読書推進活動等について意見交換を行いました。</p> <p>(4)SNS(もっとねやがわ等)を積極的に活用することにより、講座・行事等の効果的な周知を図りました。</p> <p>(5)図書館への来館が困難な方々が移動図書館や配送事業などを利用していただけるように、民生委員・児童委員(地域住民の立場で、生活に関する困りごとの相談や支援を行うボランティア)に対し、図書館サービスの周知を行いました。</p>
上記に係る検証	<p>(1)乳幼児への絵本贈呈事業は、親子が絵本に親しむきっかけづくりを推進し、絵本を通じて親子のふれあいやつながりを深めることにつながっています。</p> <p>(2)地域交流スペース(ブランチ)、サービスゲートに絵本・児童書等を配架することにより、市民の読書環境の充実が図れています。今後は、子育てサロンや子ども食堂などの実態を把握して、市全体での取組を深めていく必要があります。</p> <p>(3)図書館行事や地域での絵本の読み聞かせは、図書館ボ</p>

	<p>ランティア団体と連携・協力して取り組んでいます。</p> <p>(4) 情報発信を工夫することにより、行事への参加者が増加しています。</p> <p>(5) 広報等による周知だけでなく民生委員・児童委員等の支援者などへの周知・啓発も、継続して行っていく必要があります。</p>
--	---

(図書館における推進)

項目	内容
<p>主な取組</p>	<p>(1) 絵本の読み聞かせ等の定例行事をはじめ、ブックトーク講座、児童文学講座等の各種講座を開催しました。</p> <p>(2) 駅前図書館閉館後（令和6年12月末）も、駅前図書館で開催していた子ども向け行事（絵本の読み聞かせ等）を中央図書館で開催しました。また、令和6年4月に開館した地域交流スペース（ブランチ）では、新たに絵本の読み聞かせ等を定例行事として開始しました。</p> <p>(3) 大阪府立図書館等が主催するレファレンス研修に参加し、知識・技術の向上を図りました。</p> <p>(4) (仮称) こども専用図書館について、本・備品等の搬出、工事の着工など、令和8年春の開館に向けた準備を進めました。</p> <p>(5) 新たに開館した中央図書館では、利用者のニーズに応じた本の展示（ビジネス関連本やライトノベルの特別配架）を行いました。また、中央図書館を拠点とした図書館ネットワークにより、分館・分室・移動図書館での図書館サービスを推進するとともに、郵便局等で本の受取・返却ができる配送事業により、図書館への来館が困難な方々への図書館サービスの充実を図りました。</p> <p>(6) 講座や行事等の参加で中央図書館に来館された方に対</p>

	<p>し、図書館の利用方法等を含めた、図書館見学を実施しました。</p> <p>(7) 児童生徒の読書意欲の向上を図るため、読書通帳の配布対象を個人から学校単位に拡充しました。</p> <p>(8) 保育所園、幼稚園、認定こども園、小中学校、留守家庭児童会等へ団体貸出を実施しました。小学校での移動図書館の受け入れを拡充しました。</p> <p>(9) 小中学校と連携して、おとどけ Books 事業の推進に取り組みました。また、学校司書と連携して、100冊～200冊のパック貸し(学校図書館図書配送事業)を実施しました。</p> <p>(10) 電子図書館サービスにより、図書館に来館することなく読書ができる環境を整備しました。</p>
<p>上記に係る検証</p>	<p>(1)(2) 定例的な絵本の読み聞かせや各種講座等の開催により、読書に親しむ機会の充実が図れています。</p> <p>(3) 研修の受講により、司書としてのスキルアップが図れておりますが、引き続き、OJTも含めた取組が必要です。</p> <p>(4) 今後は、(仮称) こども専用図書館を拠点として、子どもの読書活動を推進していくことが必要です。</p> <p>(5) 配送事業は、高齢者等の図書館への来館が困難な方々にとって、有益なサービスであり、引き続き、周知・啓発に努める必要があります。</p> <p>(6) 図書館非利用者の利用促進が課題であり、図書館の利用方法を含めた図書館見学は効果的な取組であり、継続していくことが必要です。</p> <p>(7) 読書通帳の活用は、読書のきっかけづくり、読書の定着化につながっており、学校全体での取組が進んでいます。</p> <p>(8) 団体貸出の実施により、学校園等の蔵書の充実が図ら</p>

	<p>れ、子どもたちの読書環境の向上につながっています。</p> <p>(9)おとどけ Books 事業、学校図書館図書配送事業の実施により、中央図書館の本が児童生徒に届くようになり、子どもたちの読書環境の充実が図れています。</p> <p>(10)電子図書館については、YA 世代も含め、引き続き、周知・啓発を図ることが必要です。一方で、電子図書と紙媒体の本を今後どのように併用していくかが課題となっています。</p>
--	--

第2節 幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター・学校 等における推進

(幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センター等)

項目	内容
主な取組	<p>(1)幼稚園・保育所園・認定こども園・子育て支援センターでは、絵本コーナーを設置し、児童・保護者に貸出を行いました。</p> <p>(2)絵本コーナーの置き方を工夫して年齢や興味に合った絵本を手に取りやすくしました。</p> <p>(3)中央図書館の団体貸出を活用して、絵本コーナーの充実を図りました。</p> <p>(4)図書館ボランティア団体等による絵本の読み聞かせを開催しました。</p> <p>(5)保護者に対しては、園だより、保育参観、懇談会等で家庭での読み聞かせの大切さを伝えました。</p>
上記に係る検証	<p>(1)～(3)絵本コーナーの設置により、子どもたちが絵本に親しむ環境が整い、また、図書館の団体貸出の活用により、絵本コーナーの充実が図れています。</p> <p>(4)絵本の読み聞かせにより、子どもたちの読書への興味や関心が広がっています。</p> <p>(5)保護者に対しては、引き続き、読み聞かせの大切さや楽しさを広く啓発していくことが必要です。</p>

(学校)

項目	内容
主な取組	<p>(1)各校の司書教諭と学校司書が連携を行い読書活動の推進に努めました。</p> <p>(2)各校の学校図書館の開館時間の拡充や蔵書状況の把握に努め、タブレット端末の活用を促進する取組の啓発</p>

	<p>に取り組みました。</p> <p>(3)司書教諭・学校司書・教員等の子どもの読書活動に関係する人の更なる専門性向上のため、中央図書館と連携して知識・技術の向上に努めました。</p> <p>(4)学校図書館の蔵書の充実に努め、中央図書館と連携し希望する本の提供に努めました。</p> <p>(5)児童生徒が読書の楽しみを知るきっかけをつくるため、教員等やボランティア団体による読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークに触れる機会を設けました。</p> <p>(6)おとどけ Books 事業や学校図書館図書配送事業により、子どもの読書環境の充実に努めました。</p> <p>(7)・(8)読書環境の充実のため、中央図書館と連携して移動図書館車を受け入れるとともに、読書通帳の普及に努めました。</p> <p>(9)中央図書館と連携し、各校において読書活動（ブックトーク、絵の本のひろば等）を実施しました。</p> <p>(10)各校において、読み聞かせ等で図書館ボランティア団体と連携・協力を進めました。</p>
<p>上記に係る検証</p>	<p>(1)司書教諭と学校司書が連携しながら、児童生徒の読書活動に継続的に取り組んでいます。</p> <p>(2)各校の図書館の開館時間や蔵書状況等について、現状把握ができています。また、中央図書館と連携・協力し、タブレット端末の活用を促進する取組の啓発に取り組んでいます。</p> <p>(3)中央図書館と連携して学校図書館連絡会を開催し、情報共有や連携体制の強化が図れています。また、研修会等への参加を通じて、学校図書館に関する知識及び技術の向上につながっています。</p>

- | |
|---|
| <p>(4)蔵書の充実に努めるとともに、希望する本の貸出対応を行うなど、児童生徒のニーズに合わせて対応できています。</p> <p>(5)学校司書が教員と連携・協力し、児童生徒が読書の楽しさに触れられるような取組を推進できています。</p> <p>(6)各校への新聞配備とともに、おとどけ Books 事業、学校図書館図書配送事業の実施により、「調べ学習」、「ディベート教育」の充実が図れています。</p> <p>(7)・(8)中央図書館と連携して団体貸出や移動図書館車の受け入れを実施し、児童生徒が様々なジャンルの本に触れる機会の提供が図れています。</p> <p>(9)・(10)各校において、読書推進に取り組んでいますが、引き続き、継続した読書活動や児童生徒の興味を高める取組などを通じて、読書活動を推進していくことが必要です。</p> |
|---|

第3節 障害のある子どもや外国人の子ども等への取組

項目	内容
主な取組	<p>(1)障害のある子どもにとっても図書館が身近な存在となるように、手話による絵本の読み聞かせなど、障害の有無に関わらず楽しめる行事を開催しました。</p> <p>(2)支援学校で絵の本のひろばを開催し、本に触れる機会の創出を図りました。</p> <p>(3)朗読ボランティア、点訳ボランティアと連携を図り、資料（点字図書・デージー図書）の収集・充実に努めました。</p> <p>(4)多様な形態の資料（点訳絵本、布の絵本、大活字本、デージー図書等）や多言語で書かれた本の収集に努めるとともに、館内に展示することで周知を図りました。</p> <p>(5)国際交流協会と連携して、多言語の絵本を並べた本展、絵本の読み聞かせを実施しました。</p>
上記に係る検証	<p>(1)手話による絵本の読み聞かせは、障害の有無を問わず参加できる行事であり、多様な子どもたちの読書活動を支える取組として重要です。</p> <p>(2)「絵の本のひろば」の開催により、図書館への来館が困難な方への読書支援が図れています。</p> <p>(3)配慮を要する子どもたちが、読書を楽しむ環境が整っています。</p> <p>(4)・(5)多言語の本については、中央図書館での展示に加え、今度も関係機関と連携した行事に取り組むなど、引き続き、市民に関心を高めるために、様々な媒体を通じて周知啓発を図っていく必要があります。</p>

第3章 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画

1 計画策定にあたって

(1) 子どもの読書環境を取り巻く状況

ア 計画関係

○第5次子どもの読書活動推進計画（基本方針）【国】

令和5年度から令和9年度までの5年間で、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の4点を考慮して、社会全体で子どもの読書活動を推進することを目的とした国の計画です。

○第4次子どもの読書活動推進計画（基本方針）【大阪府】

令和3年度から令和7年度までの5年間で、発達段階や生活の場に応じて、全ての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境整備をするために、大阪全体で取り組むことを目的とした大阪府の計画です。

○第6次学校図書館図書整備等5か年計画（概要）【国】

令和4年度から令和8年度までの5年間で、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることを目的とした国の計画です。

イ 法律関係

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律【国】

令和元年6月施行。視覚障害者、読字に困難がある発達障害者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身

体障害者の方も読書に親しむことができる社会を推進することを目的とした法律です。読書バリアフリー法の名称で呼ばれています。

○こども基本法

令和5年4月施行。全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めた法律です。

ウ その他

○GIGA スクール構想【国】

子どもたちに、1人1台のタブレット端末を配備し、「主体的・対話的で深い学び」の視点での学習活動の充実を、より一層図ることで、全ての子どもたちの「考える力」を育む事業です。本市では、令和2年度に児童生徒1人1台端末の配備を完了しています。

(2) 本市の教育の方向性

令和6年3月に策定した寝屋川市教育大綱では、子どもたちが将来、自らが身に付けた論理的思考、考える力を活用し、自らの可能性を広げ、感性や創造性を最大限に発揮することが出来るよう、ディベート教育を中心に据え、コミュニケーション力、他人を思いやる心、豊かな人間性を醸成していくことを掲げています。

また、ディベート教育に関しては、寝屋川市教育大綱の視点を踏まえ令和6年8月に策定した、寝屋川市教育大綱実施計画に、次のように記載されています。

＜教育大綱実施計画―「考える力の育成」―ディベート教育等の特色ある「寝屋川教育」の推進＞

教育改革 重点取組	構成取組	内容
ディベート教育等の特色ある「寝屋川教育」の推進	ディベート教育の推進	子どもたちの論理的思考力や問題解決能力、情報選択能力等の育成を目指し、小学校低学年では対話の素地を育み、小学4年生から中学3年生で「ディベート教育」に取り組みます。
	就学前教育の推進	「考える力」を育む「寝屋川教育」の基礎が形成されるよう、「寝屋川市就学前教育・保育プログラム」に基づき、各年齢に応じた「考える力」の育成につながる取組や、教育・保育環境の充実を図り、0歳から15歳までの15年一貫した寝屋川教育を推進します。

2 計画の目的

子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を地域・家庭・学校など社会全体で支援する仕組みを総合的、計画的に推進します。

3 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 基本方針

- (1) （仮称）こども専用図書館を拠点に発達段階に応じた読書活動を推進します。
- (2) 学校司書・学校図書館・図書館司書との連携により読書活動・ディベート教育を推進します。
- (3) 子どもを支援する様々な団体・機関等と連携を図り、市全体で読書活動を推進します。
- (4) 配慮を必要とする子どもたちに対応した読書活動を推進します。

5 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画基本方針に基づく取組

(1) 家庭・地域における取組

ア 家庭・地域における読書活動の推進

(考え方)

子どもが本に親しむきっかけとなる絵本の読み聞かせなどを推奨し、乳幼児期に読書習慣が定着するように、保護者の読書への関心を高めていきます。社会全体で子どもの読書活動を支えていくために、アウトリーチの機会を増やす等の取組を進めていきます。

	取組内容	実施区分
1	乳幼児への絵本贈呈事業により、親子が絵本に親しむきっかけづくりを推進し、絵本を通じて親子のふれあいやつながりを推進します。	継続
2	図書館ボランティア団体と連携・協力することにより子どもの読書活動を推進します。また、読み聞かせ活動等の一層の充実を図るため、図書館ボランティア団体のスキルアップに取り組みます。	新規
3	子育てサロンや子ども食堂、留守家庭児童会などへの本の提供や絵本の読み聞かせ等の行事の開催により、アウトリーチによる読書活動に取り組みます。	拡充
4	年齢や発達段階に応じた絵本リストの作成し、乳幼児健診会場等で配布します。	継続
5	SNS(もっとねやがわ等)を積極的に活用することにより、講座・行事等の効果的な周知を図っていきます。	継続

イ 図書館における読書活動の推進

(考え方)

図書館が実施する事業を通して、子どもや保護者が図書館に来館する機会が増えるよう、また、図書館以外の場所でも読書活動ができるよう、子どもの読書への関心を高める図書館事業の充実を図っていきます。

	取組内容	実施区分
1	赤ちゃんと保護者が一緒に楽しめる絵本の講座、児童文学について理解を深める児童文学講座等の開催の他、図書館等で定例行事として定着している絵本の読み聞かせを継続していきます。	継続
2	子どもたちが読書に興味や関心を持てるように幅広いジャンルの本の計画的な収集に努めます。(乳幼児：絵本、紙芝居、大型絵本など、児童生徒：文学、自然科学、技術、スポーツなど)	継続
3	読書活動に関する様々な情報を提供するとともに、利用者の相談に応じるレファレンス能力の向上に努めます。	継続
4	令和9年3月開館予定の生涯学習（多機能）施設（アドバンス1号館5階）と連携して、講演会や行事・イベント等の開催、本の展示をすることにより、図書館の利用促進を図ります。	新規
5	（仮称）「図書館司書が推薦する本のリスト」を定期的に発行・周知することにより、読書習慣の定着を図ります。また、併せて、配送事業やおとどけBooks事業をリストに掲載することにより、図書館ネットワークを活用した読書活動の推進につなげます。	新規

6	児童生徒の読書習慣の定着を図るため、学校・学校司書と連携して読書通帳を推進していきます。	継続
7	子どもたちが図書館に親しむきっかけづくりとして、学校・保育所園等からの図書館見学、中学生の職場体験の受入に積極的に協力します。	継続
8	電子図書館の利用促進に向け、電子図書館活用講座を開催するなど、電子図書館の普及・啓発に向けた取組を行います。	継続
9	普段、図書館を利用しない方へのきっかけづくりや、図書館分館・分室の利用促進を図るため、読書キャンペーンの取組を行います。	拡充
10	図書館サービスの質の向上を図るため、大阪府立図書館等が主催する研修に積極的に参加します。また、研修に関する情報は、学校司書・司書教諭とも共有します。	継続
11	<p>【(仮称) こども専用図書館】</p> <p>子ども司書養成講座を開催し、読書や図書館活用の楽しさを伝える役割を担う児童生徒を養成することによって、同年代の子どもの図書館活用の促進を図ります。子どもの視点に立った読書活動を推進します。</p>	新規
12	<p>【(仮称) こども専用図書館】</p> <p>学校司書と連携して、ディベート教育、調べ学習に活用できる図書の収集、リストの整理に努めます。また、学校・保育所園への団体貸出を支援します。</p>	新規
13	<p>【(仮称) こども専用図書館】</p>	新規

	子育て関連の本や受験の参考になる本なども配架することにより、子育て世帯や学生も利用しやすい施設とします。中高生世代のための図書のコーナーを設け、来館や利用につながる企画・展示を行います。	
14	<p>【(仮称) こども専用図書館】</p> <p>本の配架を工夫する(表紙を見せる、ジャンルでそろえる、子どもの目線に並べるなど)ことにより、子どもや保護者が本を選びやすい読書環境を推進します。</p>	新規
15	<p>【(仮称) こども専用図書館】</p> <p>子育て関連の行事と併せて、司書による読書講座(絵本を紹介など)を開催することにより、子育て(保育士)と図書館(司書)が連携した取組を推進します。</p>	新規

(2) 幼稚園・保育所園・学校等における取組

ア 幼稚園・保育所園・認定こども園等における読書活動の推進
(考え方)

幼稚園・保育所園・認定こども園等において、子どもが読書への関心・意欲を高め、本に親しむきっかけとなる絵本の読み聞かせなどを推奨し、保護者の読書への関心を高めていきます。

	取組内容	実施区分
1	利用しやすい絵本コーナーの設置と充実をすすめ、絵本への興味や関心を深めることに努めます。中央図書館の団体貸出なども活用していきます。	継続
2	懇談やお便り等により、保護者に対して読み聞かせの大切さや意義について啓発します。	継続
3	教諭・保育士や保護者が、絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、子どもたちが絵本や紙芝居を見る楽しさやお話を聞く楽しさを乳幼児が味わえるようにしていきます。	継続
4	幼稚園及び保育所に在籍する児童の本に関する興味や関心を高めることを目的に、市が設置する図書館の見学を実施しています	継続
5	幼稚園及び保育所の児童及び保護者を対象に、公立保育施設の職員が絵本の読み聞かせを行い、絵本や読み聞かせに関する知識及び興味の向上を行います。	継続
6	対話を重視した活動に取り組んでおり、絵本や紙芝居を通して、いろいろな気持ちを感じ、心情面が育つよう促します。また、「聞く力の向上」や集中力を高め、コミュニケーション力の	継続

	基礎となる力を養います。	
--	--------------	--

イ 学校等における読書活動の推進

(考え方)

学校図書館の利用環境の整備に努め、本の利用を高める啓発や取組を進めていくとともに、学校での継続した読書活動や児童生徒の興味を高める取組を進めていきます。

	取組内容	実施区分
1	各校の司書教諭と学校司書が連携を行い、学校図書館の整備に努め、本の利用を高める啓発や取組を進めていきます。	継続
2	各校での読書活動に加え、学校司書が1つのチームとなって、中央図書館・(仮称)こども専用図書館と連携して読書活動を推進していきます。	継続
3	学校図書館の蔵書の充実に努めるとともに、中央図書館・(仮称)こども専用図書館と連携して必要な本の提供に努めます。	継続
4	児童・生徒が読書の楽しみを知るきっかけをつくるため、教員等やボランティア団体による読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークにふれる機会を設けます。	継続
5	タブレット端末とおとどけBooks事業や学校図書館図書配送事業等による中央図書館・(仮称)こども専用図書館の本を活用して、「調べ学習」「ディベート学習」のさらなる充実を図ります。	継続
6	読書の定着、読書の意欲を高めるため、読書通帳を活用した読書活動を推進します。	継続
7	中央図書館・(仮称)こども専用図書館と連携し	新規

	て、子ども読書活動推進のイベントを実施するなど、読書の楽しさや大切さを広く啓発していきます。	
--	--	--

(3) 読書活動に配慮が必要な子どもたちへの取組

(考え方)

読書や図書館の利用に配慮を必要とする子どもたちに対して、読書を楽しめるように環境を整えるとともに、多様性に配慮した読書活動の支援に取り組みます。

	取組内容	実施区分
1	読書に際して配慮が必要な子どもたちが、読書を楽しめるよう、支援学級や支援学校等への本の貸出のほか、絵の本のひろばの開催により、読書活動の推進に努めます。	継続
2	デイジー図書、LLブック、大活字本などの多様な資料について、資料の展示や専門機器等の体験会を通して利用を促進します。	拡充
3	多言語の本への関心を高めるため、本展の開催のほか、関係機関と連携してイベント等での周知を図ります。	継続
4	特別な支援が必要な子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもたちが豊かな読書活用を体験できるように、一人一人の子どもに合わせた本の提供や指導・支援を工夫しながら、読書活動の推進に努めます。	継続

參考資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(平成 13 年 12 月 12 日公布・施行)

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

○寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則

令和2年3月31日

教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、寝屋川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。この場合において、第7号から第11号までの委員の任命に当たっては、あらかじめ市長と協議するものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 図書館に関し識見を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）で活動する図書館関係団体（市内を含む地域で活動する団体を含む。）の構成員
- (4) 寝屋川市立小学校の校長
- (5) 寝屋川市立中学校の校長
- (6) 寝屋川市立幼稚園の園長
- (7) 寝屋川市立保育所の所長
- (8) 経営企画部企画一課の課長
- (9) 福祉部障害福祉課の課長
- (10) こども部子育て支援課の課長
- (11) こども部保育課の課長
- (12) 教育委員会事務局学務課の課長

- (13) 教育委員会事務局教育指導課の課長
- (14) 教育委員会事務局社会教育推進課の課長
- (15) 寝屋川市立中央図書館の館長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第8条 委員会は、調査審議の結果を速やかに教育委員会に報告するも

のとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、寝屋川市立中央図書館において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○子ども読書活動推進計画策定委員会の経過

1 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

規則	氏名	所属等
第1号	川邊 奈津子	公募市民
第2号	尾崎 安啓	大阪市史編纂所長
第3号	亀井 美千代	NPO法人子どもと本をつなぐ会—おおきくなあれ—理事長
第4号	蔵本 祥子	寝屋川市立啓明小学校 校長
第5号	宇佐美 和恵	寝屋川市立第十中学校 校長
第6号	九條 桂子	寝屋川市立北幼稚園 園長
第7号	浅田 緑	寝屋川市立まあぶるこども園星の学舎 園長
第8号	竹中 理恵	経営企画部企画一課長
第9号	勝浦 由紀子	福祉部次長兼障害福祉課長
第10号	木村 克久	こども部次長兼子育て支援課長
第11号	岡 裕二	こども部保育課長
第12号	坂本 済浩	教育委員会事務局学務課長
第13号	古田 達哉	教育委員会事務局教育指導課長
第14号	岡元 譲史	教育委員会事務局社会教育推進課長
第15号	山本 章弘	寝屋川市立中央図書館長

任期：令和7年6月1日～令和8年3月31日

2 策定委員会の開催状況

(1) 第1回策定委員会

日時 令和7年6月9日（月）15時00分から16時30分まで

- 案件
- (1) 委員長の選出について（⇒尾崎委員長を選出）
 - (2) 副委員長の選出について（⇒亀井副委員長を選出）
 - (3) 第3次寝屋川市子ども読書活動推進計画の取組等について
 - (4) 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画基本方針（案）について
 - (5) その他

(2) 第2回策定委員会

日時 令和7年8月22日（金）10時00分から正午まで

- 案件
- (1) 学校園等での読書活動について
 - (2) 第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画基本方針（案）について
 - (3) その他

(3) 第3回策定委員会

日時 令和7年〇月〇日（〇）〇時〇分から〇時〇分まで

- 案件
- (1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - (2) その他

(4) 第4回策定委員会

日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時〇分から〇時〇分まで

- 案件
- (1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 - (2) その他

3 パブリックコメント

(1) 意見募集期間

令和7年12月1日から令和8年1月〇日まで

(2) 意見提出人数

〇人

(3) 意見項目数

〇件